

県発注工事における最低制限価格の設定等について

令和2年6月

1. 最低制限価格を設定する工事

令和2年4月1日以降、最低制限価格を設定する工事の範囲を変更しています。

最低制限価を設定した工事は、入札案内時に資料を添付していますので、入札に参加する場合は入札資料をよくお読みいただきますよう、お願いします。

2. 最低制限価格の計算式

【計算式】

ア 設計金額(直接工事費)の97%

イ 設計金額(共通仮設費)の90%

ウ 設計金額(現場管理費)の90%

エ 設計金額(一般管理費)の55%

ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の75%～92%